

諮詢の説明

(麦の標準売渡価格について)

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参照し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、麦作経営安定資金の平成16年産単価について引下げを行ったものの、生産数量は近年増加している状況にあります。その一方で、外国産麦を取り巻く状況をみると、国際価格が昨年に比べて落ち着きを取り戻しつつあり、また、為替相場は円高基調で推移しております。

他方、家計費については、最近の景気動向の下で可処分所得が低迷している等の状況にあります。

以上のような事情を総合的に考慮し、麦の標準売渡価格については、これを改定してはどうかということあります。

(米穀の標準売渡価格について)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営、計画流通制度の適切な運用等を通じて米穀の需給及び価格の安定を図るものとしています。

米穀の標準売渡価格につきましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づき、適切に決定する必要があります。

具体的には、備蓄運営を的確に行えることを旨とし、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して据え置くこととしてはどうか、また、ミニマム・アクセス輸入米は、国内産米の価格体系との整合性も踏まえ据え置くこととしてはどうかということになります。なお、実際の売却に当たっては、備蓄の適切な運営を図る観点から、標準売渡価格を基準としつつ、需給動向等に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があります。